

担い手育成事業実施要項

1 目的

昨年度まで担い手アクションサポート事業（国庫）により、担い手（認定農業者等）の育成支援を実施してきたが、平成22年度は廃止となったため、町担い手協議会単独で担い手（認定農業者等）の経営改善に資するため又は集落営農組織等が高度化を目指すための支援を実施する。

2 内容

経営改善又は高度化を図ることを目的として、各種講習会等の受講、各種資格取得のための講習会の受講などに伴う、受講料等の負担を軽減するためその一部を助成する。

3 助成対象者

- ・ 認定農業者
- ・ 認定就農者
- ・ 集落営農組織（農用地利用改善団体）の構成員
- ・ その他、西会津町地域担い手育成総合支援協議会長が必要と認める者

4 助成対象経費及び助成額

- 助成対象 受講料及び試験料まで これ以外に要する経費に関しては自己負担とする。
※交通手段及び交通費に関しては自己対応とする。
- 助成額 受講料等の7割（千円未満を切上げとする。）を助成、但し、3万円を上限とする。

5 申請方法及び助成金支払い方法

- ・ 所定の様式で申請する。（受講する講座等の名称、日時、場所、受講料等の金額、受講の目的、どのように経営改善に活用するかなど）
- ・ 内容の確認できる資料を添付してもらう。
*受講する講習会等の内容の確認できる要項、パンフレットなど
- ・ 提出された申請書等を審査し助成の可否を決定する。
- ・ 受講料等については、受講者の立替払いとし、領収書を添付し所定の様式で請求する。
- ・ 支払いは口座払いとする。

6 その他

- ・ 講習会等の受講申込みについては、助成対象者が行うこととする。
- ・ 事業実施に当たっては文書により、事業周知及び要望調査を事前に行う。
- ・ 助成は1人1回とする。